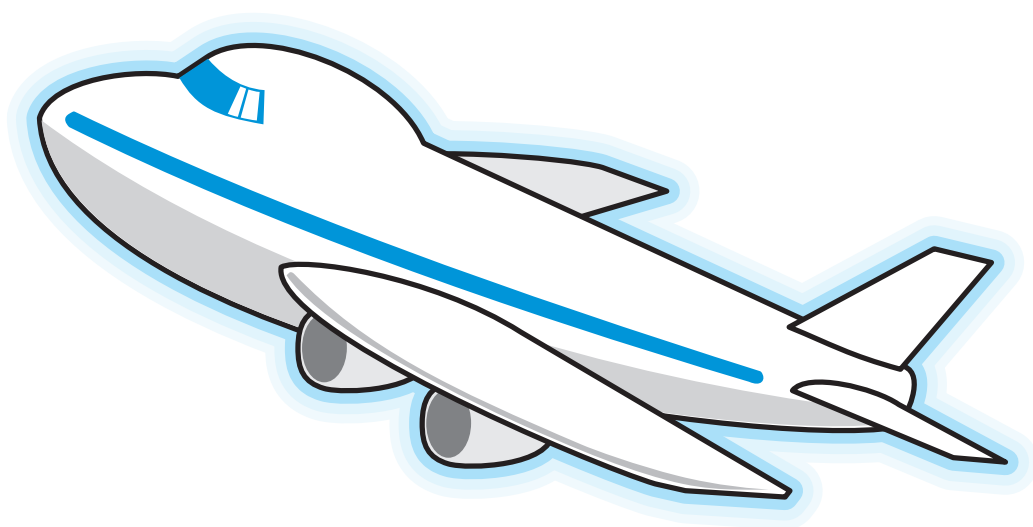


新なんこくフライト・プラン

～第3次南国市障害者基本計画～

(平成27年度～平成31年度)



NANKOKU CITY

南 国 市

平成27年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の趣旨.....	1
2. 計画の概要.....	2
3. 計画の基本的な考え方.....	3
4. 計画の基本目標.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 今後の取り組み.....	3

第2章 南国市の概況

1. 南国市の概況.....	4
2. 障害者の状況.....	4
3. 相談機関、各種申請窓口等の状況.....	9

第3章 計画の体系図.....11

第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

基本目標1「市民参加」	
①啓発と組織の充実.....	12
②総合化の推進.....	14
基本目標2「安心と安全の確保」	
①保健医療・支援活動の充実.....	16
②教育の充実.....	18
③福祉サービスの充実.....	20
基本目標3「自立支援」	
①生活支援の充実.....	22
②雇用、就労の充実.....	25

基本目標4「地域でともに生きる」	
①文化、スポーツ活動の促進.....	27
②やさしい環境づくり.....	28

参考資料

アンケート集計結果報告.....	30
南国市障害者自立支援協議会設置要綱および委員名簿.....	42
第3次南国市障害者基本計画及び第4期南国市障害福祉計画策定経過.....	47

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画～（平成22年度～26年度の5か年計画）」に基づき、障害者（※1）の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んできました。

計画期間中、「障害者自立支援法」から『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）』に施行されるなど、障害者を取り巻く環境は制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。

国は、障害者基本法（※2）に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的推進を図るため、障害者基本計画を定めています。平成25年度～29年度までの概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画を策定しました。また、高知県でも平成25年度～34年度までの10年間を計画期間とする「高知県障害者基本計画」が策定されており、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目標に掲げています。

南国市では、障害者自立支援法および障害者総合支援法に基づき、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、平成18年度に「第1期南国市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、平成21年度に「第2期南国市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」、平成24年度に「第3期南国市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、福祉サービスの計画的な基盤整備、サービス提供体制の確保に努めてまいりました。

平成26年度末に「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者計画～」の期間が終了を伴い、現状に即した新しい障害者計画として、「新なんこくフライト・プラン～第3次南国市障害者基本計画～」を策定することとなりました。本計画は、近年の障害者を取り巻く環境の変化の速さや、現在3年ごとに策定されている「南国市障害福祉計画」との周期を合わせることを考慮し、平成27年度～31年度の5ヶ年計画とします。計画期間中、障害者施策のさらなる充実を図るとともに、前計画からの方針である、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現にむけて、より一層取り組んでいきます。

※1 障害者【しょうがいしゃ】

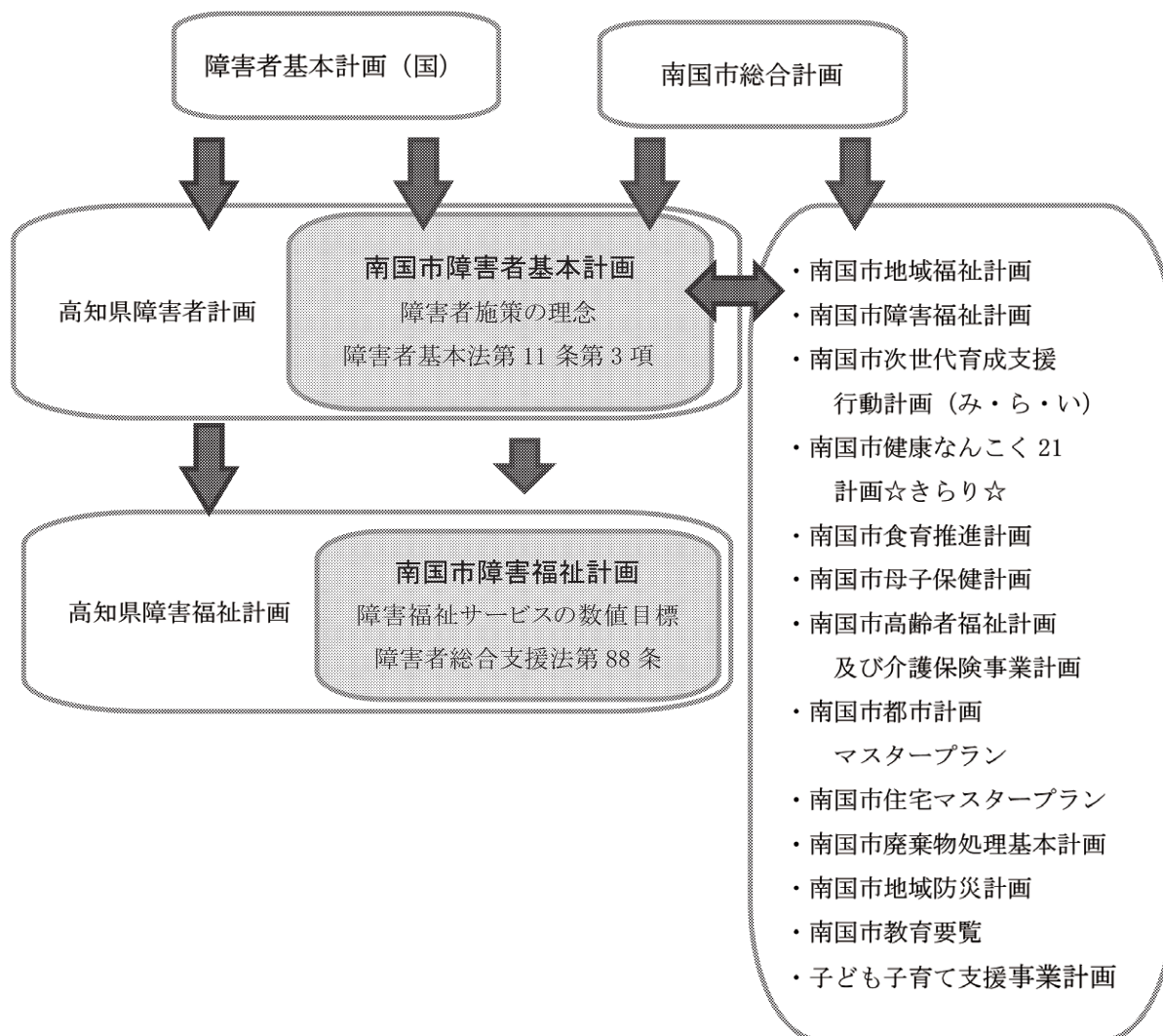
この計画における「障害者」は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・高次脳機能障害者・発達障害者・難病患者をいう。また、本計画での障害者という記載には障害児を含むものとする。ただし、障害児に限定させる事柄については障害児と記載する。

※2 障害者基本法【しょうがいしゃきほんほう】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

2 計画の概要

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、南国市における障害者の状況等を踏まえ、南国市の障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。計画期間を平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間とし、「南国市障害福祉計画」や「南国市総合計画（※3）」、その他の計画との整合性を考慮しながら、施策の実現を図ります。また、本計画は第 3 次計画であることも踏まえ、可能な限り現在の施策の状況等も掲載します。



※3 南国市総合計画【なんこくしそごうけいかく】

南国市の将来像を決めるための計画であり、現在平成 18 年度～27 年度の第 3 次計画が策定されている。「いきいきなんこく みんなで築く協働のまちづくり」の実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、心豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の 5 つの基本施策を掲げている。

3 計画の基本的な考え方

「ノーマライゼーション（※4）」を基本理念とし、障害があっても、社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けられる「完全参加と平等」を目標（目指す社会の姿）とします。全市民とともに進める基本計画であり、その方向性を示すものです。

4 計画の基本目標

前回の計画からの目標である、次の4つの基本目標をもって障害者施策を推進していきます。

- (1) 市民参加 全市民が参加し、障害者に対する理解と交流を深め、福祉サービスシステムづくりを推進します。
- (2) 安心と安全の確保 障害者が安心して安全に暮らしていけるシステムづくりを推進します。
- (3) 自立支援 障害者が主体性を持って暮らしていける環境づくりを推進します。
- (4) 地域で共に生きる 障害者の意欲を引き出し、地域で共に生きる環境づくりを推進します。

5 計画の策定体制

南国市福祉事務所に事務局を置き、南国市障害者自立支援協議会（※5）の計画部会において課題等を検討したうえで、市各担当部署で点検等をおこない、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定しました。

計画の策定にあたって、障害のある方々にアンケート調査を実施し、多くの方のご協力をいただきました。その結果より、障害者のニーズを把握し、計画に反映させました。

6 今後の取り組み

南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認していき、今後の課題を検証していきます。

※4 ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方。

※5 南国市障害者自立支援協議会【なんこくししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい】

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的とし、設置された協議会。その中には、障害者計画などを協議する計画部会などの専門部会が設置されている。